

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、市が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢などの基準により、以下の3つの認定区分のいずれかに認定するもので、認定された区分に基づき、教育・保育の給付を行います。

(1) 認定区分

保育所等の利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受ける必要があります。なお、認定された区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 小規模保育
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 小規模保育

(2) 保育の必要量

(2号・3号認定)

保育認定（2号認定・3号認定）を受けた場合、「保育を必要とする事由」によって、保育所等を利用できる時間が異なります。

保育必要量	利用時間	事由
保育標準時間	7時～18時までの 11時間	1. (月120時間以上の) 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障がい 4. (月120時間以上の) 介護・看護 5. 災害復旧 7. (月120時間以上の) 就学・職業訓練 8. 虐待・DV
保育短時間	8時～16時までの 8時間	1. (月48時間以上120時間未満の) 就労 4. (月48時間以上120時間未満の) 介護・看護 6. 求職活動 7. (月48時間以上120時間未満の) 就学・職業訓練 9. 育児休業中の継続利用

※利用時間外の利用は、別途延長保育料がかかります。

※勤務時間や通勤時間を考慮すると短時間認定の利用時間内での送迎が難しいときは、「保育必要量（標準時間・短時間）の変更申立書」の提出により短時間認定であっても、標準時間への変更が認められる場合があります。

(3) 保育実施期間 (2号・3号認定)

「保育を必要とする事由」によって、保育所等を利用できる期間が異なります。

事由	認定有効期間	保育実施期間
1. 就労 3. 疾病・障がい 4. 介護・看護 5. 災害復旧 8. 虐待・DV	2号認定(3～5歳): 小学校就学まで 3号認定(0～2歳): 満3歳の誕生日の前日まで ※満3歳児となる年度途中に3号認定から2号認定へ切り替わります。	当該年度末まで
2. 妊娠・出産	出産予定日前2か月～出産予定日8週間後の翌日が属する月の月末まで	
6. 求職活動	入園月を含めて原則3か月(在園途中の離職は、離職月を含めて3か月)	
7. 就学・職業訓練	卒業(修了)予定日の属する月の月末まで	
9. 育児休業中の継続利用	当該年度末まで	

(4) 保育時間(保育所等を利用する時間)

「保育標準時間」、「保育短時間」どちらで認定されているかによって、利用時間帯が異なります。また、開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。

<1日の流れのイメージ> 注：園により実施時間が異なります。詳しくは直接園にお問い合わせください。

≪2・3号認定児童の1日≫ 保育園・認定こども園 ・小規模保育園 3歳児クラス以上は次の時間が教育時間として保育を受けます。 保育園...8:00～13:00 認定こども園...8:15～13:30		7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
		施設の開所時間				
		保育時間(11時間まで・標準時間)				
		保育時間(8時間まで・短時間)				
例1：Aさん		延長保育				
7:00～18:00を保育標準時間で利用 18:00～19:00を延長保育で利用		保育時間(11時間まで・標準時間)				
例2：Bさん		延長保育				
8:00～16:00を保育短時間で利用 7:00～8:00と16:00～18:00を延長保育で利用		保育時間(8時間まで・短時間)				
延長保育		延長保育				

≪1号認定児童の1日≫ 幼稚園 認定こども園		7:00	7:15	8:15	13:30	19:00
		施設の開所時間				
		教育時間				
		預かり保育(早朝)				
		預かり保育(通常)				
		施設の開所時間				
		教育時間				
		預かり保育(早朝)				
		預かり保育(通常)				